

## 社外役員の独立性判断基準

当社の定めた「社外役員独立性基準」は、以下のとおりです。

次に掲げる属性のいずれにも該当しない者が当社からの独立性を有していると判断しております。

- (1) 過去 10 事業年度以内に、当社および当社の連結子会社（以下「当社グループ」）の業務執行者\*1 であった者
- (2) 過去 3 事業年度以内に、以下に該当していた者
  - ① 当社の大株主（直近事業年度末における議決権保有比率が総議決権の 10%以上を有する者）またはその業務執行者
  - ② 当社グループの取引先で、直近事業年度末の取引額が当社の年間連結売上高 2%を超える取引先またはその業務執行者
  - ③ 当社グループを取引先とする者で、直近事業年度末の取引額がその者の年間連結売上高 2%を超える者またはその業務執行者
  - ④ 当社グループの借入先で、直近事業年度末の借入額が当社の年間連結総資産 2%を超える借入先またはその業務執行者
  - ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
  - ⑥ 当社グループより役員報酬以外に過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円を超える報酬を得ている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント
  - ⑦ 当社グループより過去 3 事業年度の平均で年間 1,000 万円を超える寄付を受けている者
  - ⑧ 社外役員（監査役を含む）の相互就任関係\*2 となる他の会社の業務執行者
- (3) 上記(1)および(2)に掲げる者の配偶者または二親等以内の親族

\*1 「業務執行者」は、業務執行取締役および執行役、ならびに執行役員等の重要な使用人をいう。

\*2 会社の当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼任し、かつ、当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。